

## 議案第 2 号

### 沖縄県教育委員会職員服務規程等の一部を改正する訓令について

以下の理由により、沖縄県教育委員会職員服務規程等の一部を改正する訓令案を別紙のとおり提出する。

令和5年2月9日提出

沖縄県教育委員会教育長 半嶺 満

#### 理 由

働き方改革推進課及び教育DX推進室を設置することに伴い、関係する訓令の規定を整理する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

#### 【参考・根拠規定】

- ・沖縄県教育庁組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第1号）第3条

## 訓令案の概要の説明

部課名 教育庁総務課

### 1 件名

沖縄県教育委員会職員服務規程等の一部を改正する訓令

### 2 改正の経緯及び必要性

働き方改革推進課及び教育DX推進室を設置することに伴い、関係する訓令の規定を整理する必要がある。

### 3 改正案の概要

(1) 次に掲げる訓令について、文書事務、服務、人事評価の手続き等に係る規定の整理を行う。

ア 沖縄県教育委員会職員服務規程（昭和47年沖縄県教育委員会訓令第4号）〈第1条〉

イ 教育庁等文書管理規程（昭和53年沖縄県教育委員会訓令第2号）〈第2条〉

ウ 健康管理審査委員会規程（昭和54年沖縄県教育委員会訓令第3号）〈第3条〉

エ 沖縄県教育庁職員安全衛生管理規程（平成12年沖縄県教育委員会訓令第5号）〈第4条〉

オ 沖縄県立学校職員安全衛生管理規程（平成12年沖縄県教育委員会訓令第6号）〈第5条〉

カ 沖縄県教育庁等職員人事評価実施規程（平成28年沖縄県教育委員会訓令第3号）〈第6条〉

(2) この訓令は、令和5年4月1日から施行する。（附則）

### 4 根拠法令

### 5 添付資料

新旧対照表

**沖縄県教育委員会訓令第 号**

沖縄県教育委員会職員服務規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年 月 日

沖縄県教育委員会  
教育長 半 嶺 満

**沖縄県教育委員会職員服務規程等の一部を改正する訓令**

(沖縄県教育委員会職員服務規程の一部改正)

**第1条** 沖縄県教育委員会職員服務規程(昭和47年沖縄県教育委員会訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第2号中「特別支援教育室長」の次に「、教育DX推進室長」を加える。

(教育庁等文書管理規程の一部改正)

**第2条** 教育庁等文書管理規程(昭和53年沖縄県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

別表中「 | 学校人事課 | 教 人 | 」を 「 | 学校人事課 | 教 人 |  
| 働き方改革推進課 | 教 働 | 」に改める。

(健康管理審査委員会規程の一部改正)

**第3条** 健康管理審査委員会規程(昭和54年沖縄県教育委員会訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「学校人事課長」の次に「、働き方改革推進課長」を加える。

(沖縄県教育庁職員安全衛生管理規程の一部改正)

**第4条** 沖縄県教育庁職員安全衛生管理規程(平成12年沖縄県教育委員会訓令第5号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「学校人事課長」を「働き方改革推進課長」に改める。

第20条及び第24条中「学校人事課」を「働き方改革推進課」に改める。

(沖縄県立学校職員安全衛生管理規程の一部改正)

**第5条** 沖縄県立学校職員安全衛生管理規程(平成12年沖縄県教育委員会訓令第6号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「学校人事課長」を「働き方改革推進課長」に改める。

第23条中「学校人事課」を「働き方改革推進課」に改める。

(沖縄県教育庁等職員人事評価実施規程の一部改正)

**第6条** 沖縄県教育庁等職員人事評価実施規程(平成28年沖縄県教育委員会訓令第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1注3中「特別支援教育室長」の次に「、教育DX推進室長」を加える。

**附 則**

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

新旧対照表（第1条関係）

沖縄県教育委員会職員服務規程（昭和47年沖縄県教育委員会訓令第4号）新旧対照表	
改 正 案	現 行
<p><b>第1条</b>（略）</p> <p>（定義）</p> <p><b>第1条の2</b> この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 課長等 組織規則第16条に規定する課長、組織規則第17条に規定する教育企画室長、福利厚生監、技術調整監、県立学校人事管理監、小中学校人事管理監、特別支援教育室長、<u>教育DX推進室長</u>及び学力向上推進室長並びに組織規則第18条の4に規定する副参事をいう。</p> <p>(3)～(5)（略）</p> <p><b>第2条～第24条</b>（略）</p>	<p>（趣旨）</p> <p><b>第1条</b> この訓令は、別に定めのあるもののほか、沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の所管に属する一般職の職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員を除く。以下「職員」という。）の服務に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p><b>第1条の2</b> この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 課長等 組織規則第16条に規定する課長、組織規則第17条に規定する教育企画室長、福利厚生監、技術調整監、県立学校人事管理監、小中学校人事管理監、特別支援教育室長、<u>及び学力向上推進室長並びに組織規則第18条の4に規定する副参事をいう。</u></p> <p>(3)～(5)（略）</p> <p><b>第2条～第24条</b>（略）</p>

(注) 訓令の改正規定に係る部分の対照箇所にアンダーラインを引くこと。

新旧対照表（第2条関係）

教育庁等文書管理規程（昭和53年沖縄県教育委員会訓令第2号）新旧対照表	
改正案	現行
<p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> (略)</p> <p>(記号及び番号)</p> <p><b>第13条</b> (略)</p> <p><b>別表</b> (第13条関係)</p>	<p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> この訓令は、別に定めるもののほか、沖縄県教育庁組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第1号。以下「教育庁組織規則」という。）第2条に規定する沖縄県教育庁並びに沖縄県立教育機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第24号）、沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例（平成27年沖縄県条例第51号）及び沖縄県立図書館の設置及び管理に関する条例（平成30年沖縄県条例第57号）の定めるところにより設置される教育機関（以下「学校を除く教育機関」という。）における文書の管理について必要な事項を定めることにより、行政事務の適切かつ能率的遂行に資することを目的とする。</p> <p>(記号及び番号)</p> <p><b>第13条</b> 文書には、次に定めるところにより記号及び番号を付さなければならない。この場合、記号の次に番号を付すものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 一般文書及び通達の記号は、別表に定めるとおりとし、その番号は、文書管理システムを利用する場合には、文書管理システムによる番号とし、文書管理システムを利用しない場合（利用できない場合も含む。以下この号において同じ。）には、各課又は出先機関に備える文書件名簿（第3号様式又は第3号様式の2）による一連番号とすること。ただし、文書管理システムを利用しない場合で、軽易な文書については、番号に代えて「号外」と表示することができる。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><b>別表</b> (第13条関係)</p>
文書記号	文書記号

名称	記号
学 校 人 事 課	教 人
働 き 方 改 革 推 進 課	教 働
県 立 学 校 教 育 課	教 県

名称	記号
学 校 人 事 課	教 人
(新設)	
県 立 学 校 教 育 課	教 県

(注) 訓令の改正規定に係る部分の対照箇所アンダーラインを引くこと。



沖縄県教育庁職員安全衛生管理規程（平成12年沖縄県教育委員会訓令第5号）新旧対照表	
改正案	現行
<p><b>第1条</b> (略)</p> <p>(総括安全衛生副管理者)</p> <p><b>第7条</b> 総括安全衛生管理者を補佐するため、総括安全衛生副管理者を置く。</p> <p>2 総括安全衛生副管理者は、<u>働き方改革推進課長の職にある者</u>をもって充てる。</p> <p>3 総括安全衛生副管理者は、総括安全衛生管理者が事故その他やむを得ない事由によって職務を行うことができなときは、その職務を代理する。</p> <p>(庶務)</p> <p><b>第20条</b> 総括委員会の庶務は、<u>働き方改革推進課</u>において処理する。</p> <p>(準用)</p> <p><b>第24条</b> 第16条から第20条までの規定は、委員会について準用する。この場合において「総括委員会」とあるのは「委員会」と、「総括安全衛生管理者」とあるのは「本庁においては総括安全衛生副管理者、出先機関においては所屬長」と、「<u>働き方改革推進課</u>」とあるのは「本庁においては<u>働き方改革推進課</u>、出先機関においては庶務担当者」と読み替えるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この訓令は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）、「労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「政令」という。）及びこれらに基づく関係省令に定めるもののほか、職員の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するため必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(総括安全衛生副管理者)</p> <p><b>第7条</b> 総括安全衛生管理者を補佐するため、総括安全衛生副管理者を置く。</p> <p>2 総括安全衛生副管理者は、<u>学校人事課長</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>3 総括安全衛生副管理者は、総括安全衛生管理者が事故その他やむを得ない事由によって職務を行うことができなときは、その職務を代理する。</p> <p>(庶務)</p> <p><b>第20条</b> 総括委員会の庶務は、<u>学校人事課</u>において処理する。</p> <p>(準用)</p> <p><b>第24条</b> 第16条から第20条までの規定は、委員会について準用する。この場合において「総括委員会」とあるのは「委員会」と、「総括安全衛生管理者」とあるのは「本庁においては総括安全衛生副管理者、出先機関においては所屬長」と、「<u>学校人事課</u>」とあるのは「本庁においては<u>学校人事課</u>、出先機関においては庶務担当者」と読み替えるものとする。</p>

(注) 訓令の改正規定に係る部分の対照箇所アンダーラインを引くこと。

新旧対照表（第5条関係）

沖縄県立学校職員安全衛生管理規程（平成12年沖縄県教育委員会訓令第6号）新旧対照表	
改 正 案	現 行
<p><b>第1条</b> (略)</p> <p>(総括安全衛生副管理者)</p> <p><b>第7条</b> 総括安全衛生管理者を補佐するため、総括安全衛生副管理者を置く。</p> <p>2 総括安全衛生副管理者は、<u>働き方改革推進課長</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>3 総括安全衛生副管理者は、総括安全衛生管理者が事故その他やむを得ない事由によって職務を行うことができないときは、その職務を代理する。</p> <p>(庶務)</p> <p><b>第23条</b> 総括委員会の庶務は、<u>働き方改革推進課</u>において処理する。</p>	<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この訓令は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「政令」という。）、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）及びこれらに基づく関係省令に定めるもののほか、沖縄県立学校職員の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するため必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(総括安全衛生副管理者)</p> <p><b>第7条</b> 総括安全衛生管理者を補佐するため、総括安全衛生副管理者を置く。</p> <p>2 総括安全衛生副管理者は、<u>学校人事課長</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>3 総括安全衛生副管理者は、総括安全衛生管理者が事故その他やむを得ない事由によって職務を行うことができないときは、その職務を代理する。</p> <p>(庶務)</p> <p><b>第23条</b> 総括委員会の庶務は、<u>学校人事課</u>において処理する。</p>

(注) 訓令の改正規定に係る部分の対照箇所アンダーラインを引くこと。

新旧対照表（第6条関係）

沖縄県教育庁等職員人事評価実施規程（平成28年沖縄県教育委員会訓令第3号）新旧対照表

改正案		現行	
第1条（略）		(目的) 第1条 この訓令は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第23条の2第1項の規定に基づき、教育庁並びに沖縄県立教育機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第24号）、沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例（平成27年沖縄県条例第51号）及び沖縄県立図書館の設置及び管理に関する条例（平成30年沖縄県条例第57号）の定めるところにより設置される教育機関の職員（以下「職員」という。）がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で勤務成績の評価を行うこと（以下「人事評価」という。）により、人事評価を人事管理の基礎として活用し、人事管理の厳正かつ公正な実施を図り、もって職員の人材育成及び組織の活性化に資することを目的とする。	
第3条 人事評価は、別表第1の実施権者の欄に定める職にある者（以下「実施権者」という。）が実施するものとする。	第3条 人事評価は、別表第1の実施権者の欄に定める職にある者（以下「実施権者」という。）が実施するものとする。		
別表第1（第3条関係） 1次評価者、2次評価者及び実施権者	別表第1（第3条関係） 1次評価者、2次評価者及び実施権者		

組織区分	被評価者	1次評価者	2次評価者	実施権者
本庁	室長等 副参事	課長	統括監	教育長
	班長級の職			
	主査級以下の職（これに相当する職を含む。）	班長又は室長等	課長	教育管理 統括監

組織区分	被評価者	1次評価者	2次評価者	実施権者
本庁	室長等 副参事	課長	統括監	教育長
	班長級の職			
	主査級以下の職（これに相当する職を含む。）	班長又は室長等	課長	教育管理 統括監

<p>注1～注2 (略)</p> <p>注3 室長等とは、沖縄県教育庁組織規則第17条に規定する教育企画室長、福利厚生監、技術調整監、県立学校人事管理監、小中学校人事管理監、特別支援教育室長、<u>教育DX推進室長及び学力向上推進室長</u>をいう。</p> <p>注4～注6 (略)</p> <p>別表第2～別表第5 (略)</p> <p>第1号様式～第6号様式 (略)</p>	<p>注1～注2 (略)</p> <p>注3 室長等とは、沖縄県教育庁組織規則第17条に規定する教育企画室長、福利厚生監、技術調整監、県立学校人事管理監、小中学校人事管理監、特別支援教育室長、<u>教育DX推進室長及び学力向上推進室長</u>をいう。</p> <p>注4～注6 (略)</p> <p>別表第2～別表第5 (略)</p> <p>第1号様式～第6号様式 (略)</p>
--	--

(注) 訓令の改正規定に係る部分の対照箇所アンダーラインを引くこと。